



2026 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 瀧上工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 瀧 上 晶 義
(コード番号：5918)
問合せ先 取締役兼執行役員 本 田 靖 男
管 理 本 部 長
電 話 0569-89-2101

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026 年 8 月 17 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 2,911 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 7,120 円
(4) 処 分 価 額 の 総 額	20,726,320 円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当 て る 株 式 の 数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 8 名 2,911 株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020 年 5 月 15 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に對する新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2020 年 6 月 26 日開催の定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額 35 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の 10,000 株を各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限とすること、及び譲渡制限付株式の譲渡期間として、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位を退任するまでの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本日、取締役会決議により、当社の取締役 8 名に対し金銭報酬債権合計 20,726,320 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、対象取締役が本金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより譲渡制限付として当社普通株式 2,911 株を割当てることといたしました（以下「本割当株式」といいます。）。なお、対象取締役に對する金銭報酬債権の額は、当社の業績、各

対象取締役の職責等諸般の事情を総合的に勘案の上、決定しております。また、本金銭報酬債権は、対象取締役が当社との間で、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 本割当契約の概要

- ① 譲渡制限期間 2026 年 8 月 17 日から当社の取締役の地位を退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、対象取締役は本割当株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。
- ② 譲渡制限付株式の無償取得
当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。
また、本割当株式のうち上記①の譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。
- ③ 譲渡制限の解除
当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。
ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。
- ④ 組織再編等における取扱い
当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。
- ⑤ 本割当株式の管理
本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座にて管理いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直近取引日（2026 年 7 月 27 日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 7,120 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上